

活用しよう！ 成年後見制度

成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分になり、ひとりでは契約や財産管理などをすることが難しい方が、自分らしく安心して暮らせるように、本人の権利を守り、法的に支援するための制度です。

このようなことでお困りではありませんか？

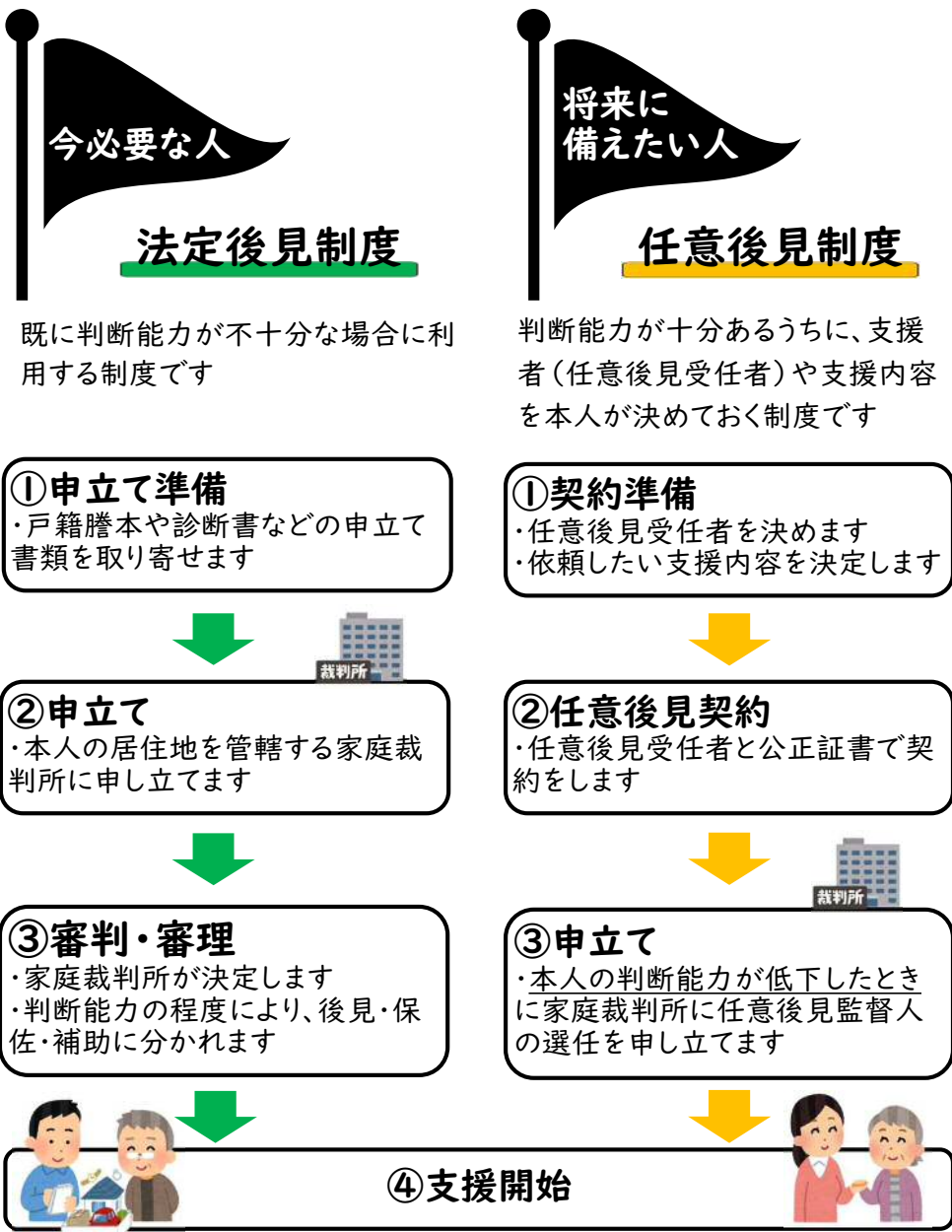
- 頼れる身内がないので将来が心配
- よく分からないまま訪問販売にお金を払ったり、保険の契約をしてしまう
- 一人では、介護保険や病院の手続き、お金の管理ができない
- 子どもに障がいがあり、親亡き後が心配
- 財産を分けたい人がいる（分けたくない人がいる）が、どうしたらいいか心配
- 判断能力が低下したときに必要な支援が受けられるよう備えておきたい



安心して生活できるようお手伝いします

成年後見制度利用までの流れ

成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度があります。



申立てをすることができる人

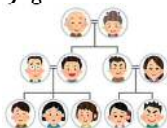
- ◎本人、配偶者
- ◎任意後見受任者
- ◎4親等以内の親族
- ◎市区町村長 など

後見人等になることができる人

後見人等の候補者や必要な支援内容などを参考に、家庭裁判所が本人に最適と判断される人を選任します。

◎親族

親や兄弟など、
本人にとって身近な支援者



◎第三者後見

法律、福祉の専門職や市民後見人など
※市民後見人：専門的な研修を受けた市民



◎法人後見

事業を実施しているNPOや社団法人、
社会福祉協議会などの法人



後見人等が支援できること

◎財産管理

通帳などの保管、預貯金や不動産・年金・生活費などの管理

◎身上監護（日常生活の支援）

定期的な訪問や見守り、介護・福祉サービス利用の手続きなど

×後見人等ができないこと

医療の同意（手術や輸血、延命治療をする・しない）
身元保証人や連帯保証人になること
本人の介護や日常の買い物など



本人の意思を尊重
しながら支援します

注意事項

- ◎ 申立ては、本人の現在の居住地（自宅・施設等）を管轄する家庭裁判所に行います。
- ◎ 後見人等は、家庭裁判所が総合的に判断して選任します。必ずしも申立てどおりに選任されるとは限りません。また、候補者と異なる方が選任されることを理由に、取下げや不服申し立てをすることはできません。
- ◎ 後見人等の職務は、本人の判断能力が回復するか、本人が亡くなるまで続きます。自己都合で後見人等を解任することはできません。利用を希望する際は、十分に検討をしましょう。
- ◎ 手続きには、印紙代・切手代、診断書・住民票などを取得する費用が必要です。また、後見人等への報酬が必要になります。

一関市成年後見支援センターのご紹介

成年後見制度の広報・啓発・利用促進や相談・支援などを行います。

成年後見制度について知りたいことや困りごとなどがありましたら、お気軽にご相談ください。

一関市成年後見支援センター
☎ 0191-21-8370（直通）



平日の午前8時30分から午後5時15分まで
土、日曜日、祝日、年末年始はお休み

〒021-8501 一関市竹山町7-2
一関市 福祉部長寿社会課内
（業務の一部を一関市社会福祉協議会に委託）

